

オープンアクセス時代における学術論文の 著作権管理に関する一考察

東京大学大学院 学際情報学府学際情報学専攻 修士課程 栗原 佑介

要 約

近年は、オープンアクセス (OA) によって、学術論文はウェブ公開されることが一般的となった。情報公開の流れは、オープンデータ政策に見られるように、世界的に普遍的な現象である。本論は、学術情報流通という観点から、学術論文に関する著作権の話題について、学術論文の著作物性、学術論文と著作権の帰属、大学図書館を中心とする機関リポジトリの展開などを取り上げる。

大学図書館と著作権の関係では、アメリカにおける HathiTrust 事件で一部、フェアユースが認められたことが記憶に新しい。しかし、フェアユースの導入という観点ではなく、学術論文の執筆者、ユーザという再利用者が狭い関係の中で、大学図書館、研究者、学会といった関係者の自律性と著作権への意識が必要であることを強調したい。

【討論対象となることを希望する論点】

学術論文の著作権管理の方法と態様の在り方

目次

1. はじめに
2. オープンデータ・オープンアクセスの意義
 - (1) オープンデータの意義
 - (2) オープンアクセスの意義
3. オープンアクセスと学術論文の著作権
 - (1) 学会誌投稿規程と著作権管理
 - (2) 研究成果公表としての学術論文
 - (3) 学術論文の著作物性
 - (4) 学術論文の著作物性を論じる意義
4. 機関リポジトリの意義と図書館の役割
 - (1) 機関リポジトリとオープンアクセス
 - (2) 機関リポジトリと著作権
 - (3) HathiTrust 事件と図書館の価値
5. 学術情報流通のための著作権管理の在り方
 - (1) 学術論文の著作権管理の方向性
 - (2) 学術論文の活用と著作権
6. おわりに

1. はじめに

著作権法リフォームが議論されて久しい⁽¹⁾。その渦中、2016 年度の著作権法の立法課題として挙げられているのが、①新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンス体制等の在り方、②教育の情報化の推進等、③マラケシュ条約への対応、④権

利者不明著作物等の利用円滑化、⑤著作物のアーカイブの利活用促進である⁽²⁾。

他方、オープンガバメントの文脈で、官公庁のデータの無償公開の必要性が指摘され、学術研究分野では、情報の共有のため、オープンアクセス (以下「OA」という。) の重要性が指摘される。

これらは、ユーザ (国民) の立場から、ネット上のコンテンツを充実させ、アクセシビリティ向上のための情報政策である点で共通する。

本論は、OA 時代における知のインフラ整備の基本コンテンツである学術論文に着目する。この点は、OA と大学図書館の存在意義の問題として、図書館情報学分野で多くの先行研究がある⁽³⁾が、学術情報流通の在り方を著作権と特殊な「文化」(著作権法 1 条) から、今後の研究者、大学機関、ユーザの関わりを検討したい。

2. オープンデータ・オープンアクセスの意義

(1) オープンデータの意義

世界的には、オープンデータ政策 (政府機関等が保有するデータや画像、文書などの利用条件を緩和し、公共財としてのデータを増やして幅広い活用を促す政

策とそれに関連する運動全般を指す⁽⁴⁾。)が進み、わが国では、2012年の電子行政オープンデータ戦略や2013年の世界最先端IT国家創造宣言において、公共データのネット公開を打ち出している⁽⁵⁾。

もっとも、オープンデータの利活用には、測量法、気象業務法などの法規制があり、著作権法との関連では、ライセンスの問題がある。わが国は、政府標準規約を設けるが、世界的にはローレンスレッシングが提唱するクリエイティブ・コモンズ・ライセンス(以下「CCL」という。)を使うのが通例である⁽⁶⁾。わが国では、2015年にCC4.0が公開されたが、政府標準規約とCCLは対応していないため、オープンデータの利用は事実上国内に留まることが問題視される⁽⁷⁾。

(2) オープンアクセスの意義⁽⁸⁾

OAとは、2002年のブダペストOA運動(Budapest Open Access Initiative: BOAI)において、学術論文が、「公衆に開かれたインターネット上において無料で利用可能であり、閲覧、ダウンロード、コピー、配布、印刷、検索、論文フルテキストへのリンク、インデクシングのためのクロージング、ソフトウェアへデータとして取り込み、その他合法的目的のための利用が、インターネット自体へのアクセスと不可分の障壁以外の財政的、法的また技術的障壁なしに、誰にでも許可されること」と定義される⁽⁹⁾。

背景には、①学術論文が経済的利益ではなく、研究成果を公表することで、その活用を求めて行われること⁽¹⁰⁾、②学術論文を出版する商業出版社が市場を独占し、価格が高騰することで、購読タイトルが減少し、それがさらに価格の高騰を引き起こす負の連鎖が起きていること、③紙媒体に比べ、インターネット技術の発展により出版コストが大幅に抑えられたことがある⁽¹¹⁾。

アメリカでは、国立衛生研究所(NIH)の助成を受けて行われた研究成果は2008年に法律でパブリックアクセス(以下「PA」という。)が義務化され⁽¹²⁾、イギリスは、英国研究会議(RCUK)が、論文のOAジャーナルへの投稿を義務化するOAポリシーを2012年に公開している⁽¹³⁾。

わが国では、2013年度の科研費助成事業の制度改正により、研究成果のOAを推奨する。また、J-STAGEの支援、JAIRO Cloudの導入により、共用機関リポジトリ⁽¹⁴⁾の提供や、リポジトリ構築を促進し

ている⁽¹⁵⁾。さらに、2016年2月に文部科学省が、「学術情報のオープン化」を提唱し、公的助成による研究成果(論文以外に、研究データも含む。)については原則、公開を要し⁽¹⁶⁾、博士論文も学位規則の改正⁽¹⁷⁾により、大学の機関リポジトリ(以下「IR」という。)に搭載されるのが一般的である。

なお、知的財産推進計画2016⁽¹⁸⁾の研究データシェアリングのプラットフォーム構築もこの流れで把握できる⁽¹⁹⁾。

3. オープンアクセスと学術論文の著作権

(1) 学会誌投稿規程と著作権管理

本誌に掲載された論文の著作権は著作者に帰属している⁽²⁰⁾。日本弁理士会のウェブサイトの掲載論文は、公衆送信権の許諾を得ている。そして、およその記事がウェブ公開され、印刷出版物の刊行と時間差があるものの、ウェブ公開によりOAとなっている。

もっとも、近年、定期刊行される印刷出版物として流通していた学会誌は、コストなどの点からオンライン出版のみになっている。

ところで、著作者と著作権者が一致している現象は、当然ではない。一般的にわが国の理系学会は、投稿規程に設けられた著作権の帰属に関する規定により、投稿論文の採録の際、著作権譲渡契約を当該学会と締結し、著作権を学会に譲渡し、著作者人格権の不行使特約を締結することが多い。

先行研究では、傾向が顕著となり、2005年の調査では、理学、工学、医学・薬学、農学分野の学会論文の投稿規程の199誌のうち98%の学会が著作権の帰属に関する規定がある⁽²¹⁾。しかし、著作権が著作者にある学会は2誌、97%が学会に著作権譲渡をする⁽²²⁾。

他方で、人文科学、社会科学系学会の著作権は、利用許諾の取り決めがなされるものの、権利自体は執筆者に留保されるのが一般的である。

これも、先行研究でその傾向が明らかにされており、2006年時点では、人文科学系85誌のうち39%、社会科学系で87誌のうち、54%の学会誌で著作権に関する規定が設けられ、人文科学系で74%、社会科学系で76%が学会に譲渡すると規定されている⁽²³⁾。ところが、学会に当該規定がない場合もあり、著作権が著作者に帰属する割合は、心理学や社会学といった特定の分野を除けば、人文科学系の約70%以上の学会誌が、著作権を学会に譲渡しない⁽²⁴⁾。

さらに、最近の調査では、わが国学協会誌掲載論文のうち、自然科学系の論文の多くがオンライン上で入手可能であるのに対し、人文学分野では43.7%、社会科学分野でも51.5%に留まるとされる⁽²⁵⁾。この調査は、CiNiiやサーチエンジンを用いた調査もしていることから、大学機関等のIRに掲載されているものは、上記の掲載率に含まれていると考えられる。つまり、掲載学会がウェブ公開しておらず、著作者もウェブ公開しない学術論文が文系分野では約半数を占めているといえる⁽²⁶⁾。

(2) 研究成果公表としての学術論文

研究者の「研究業績」は、主に論文と発明で構成される。著作権と特許権等がこれに対応している。

ただし、大学の場合、企業、団体等の従業員が発明した職務発明(特許法35条)とは別の特殊な考慮を要する。利益追求の企業と異なり、大学は真理探究の場であって、特許制度に馴染まない組織性を有しているからであり⁽²⁷⁾、職務発明を否定する見解もある⁽²⁸⁾。もっとも、大学教員の発明としての研究成果は、(特に国立大学法人化以降)各大学の内部規程により、大学帰属となることが多い。

他方、大学教員の論文は、学問の自由(憲法23条)と密接に関連しており、職務著作(著作権法15条)とならずに、教員所属の場合が多い⁽²⁹⁾。これは、自身の著作権の管理を自由に決定できる一方、OAの観点からは、大学所属の研究者が意識的に自身の論文を公開する手続に関与することが求められている。

(3) 学術論文の著作物性

研究業績としての学術論文に関する慣習と著作権法の規律は異なる。科学者にとっては、取引コストがなくなり、情報流通の効率性が加速する方が、大局的には科学の発展に寄与する⁽³⁰⁾。これは、自然科学系学会誌の投稿規程やCCLにより、著作者表示をすれば、再利用が自由となっている点に反映される。

最近、自然科学系の論文を中心に、著作物性を否定する見解がある⁽³¹⁾。この論文では、著作物として保護を受けるための3つの要件(①思想又は感情を表現したもの、②創作性があること、③文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであること)のうち、自然科学系の原著論文を中心として、研究成果としての実験結果、自然法則は事実であって、思想又は感情では

なく、結論に至る過程の記述も多くの場合、創作性に乏しく、著作物ではないとする。そして、これまで自然科学系の学術論文の著作物性が争われた裁判例を引用している⁽³²⁾。この裁判例では、「自然科学上の知見それ自体は表現ではないから…著作権の侵害とすることはできない」が、「一切創作性がないというものではなく」「論文の構成や文章の配列をも合わせて見たときに作成者の個性が表れている場合には、全体として著作物性を認めることができる」とする。

そして、著作物性自体を否定した裁判例は見当たらない。結果的に、アイデアでなく表層的なものだけが保護されることになるが、この点は、アイデアを保護することが文化の発展に資するものではない、という認識が極めて重要であると指摘される⁽³³⁾。

(4) 学術論文の著作物性を論じる意義

自然科学系の学術論文の著作物性を否定すべきとする見解は、論文の本質がアイデアであり、表現が重要ではないことを前提とする。そして、著作物性を否定することで、権利処理に関する煩雑さを解消したいニーズが横たわるように思える⁽³⁴⁾。

数式も、実験過程を厳密に記述した文章にも、実験結果の数値を単純に並べた記述統計の表にも、客観的な事実の羅列として著作権法の保護の対象とはならないであろう。特に自然科学系の論文の場合、事実の厳密な記述であるほど、その傾向が強まる。

文系学会の場合、学会誌が出版社から発行されることもある⁽³⁵⁾。この違いは、社会科学系のうち、法学論文の引用元がオーソリティとして機能し、自然科学系のうち、医学論文の引用元がリファレンスに過ぎないところに現れる。アイデア等が重視される自然科学系と論文の表現がオーソリティとなる社会科学系の違いである⁽³⁶⁾。

学術情報の円滑な流通という点からすれば、自然科学系の学術論文の著作物性を否定する見解には一定の理解ができる。しかし、学問分野の違いはあるが、CCLにおいて、著作者の表示を要することが論文では一般的であること、学問領域における出典明記の「慣習」を考慮すれば、やはり学術情報は著作権法によりその表現を殊更否定すべきではない。

4. 機関リポジトリの意義と図書館の役割

(1) 機関リポジトリとオープンアクセス

OAの条件として、著作者が、①エンドユーザへの自由なアクセスの確保、②完成版をリポジトリに置くことがある⁽³⁷⁾。①の実現が、学会誌のOA化（Golden Route OA）、②の実現がセルフアーカイブやIRの活用であるOA化（Green Route OA）に対応する。

研究者の多くが所属する研究機関が大学である⁽³⁸⁾ことからすれば、大学図書館が所管し⁽³⁹⁾、生産された研究成果の完全版を電子的に保存し、発信するインターネット上の貯蔵庫（リポジトリ）は、OAの実現に重要である。

IRとは、研究機関やその構成員の創作物を管理・普及させるために、大学の構成員のために提供するサービスとされている⁽⁴⁰⁾が、IRは非構成員にも開かれている。そして、大学図書館がその中心的役割を果たし、予算的な観点からは、IR構築の体制確保と図書館運営は、密接な関係にあり、OAの実現に図書館の役割は大きい。

しかし、わが国においては、国立大学の予算削減や海外の科学技術系雑誌の高騰⁽⁴¹⁾により、一部の雑誌について、購読中止とせざるを得ない厳しい状況にあり、クラウドファンディングを利用する大学も現れている⁽⁴²⁾。

なお、民間企業でも、ものづくり産業を中心にテクニカルレポート（技報）を公開している場合がある。企業のウェブサイト以外に、IRに登録している例もある。

(2) 機関リポジトリと著作権

学術論文をIRに登録するためには、著作者帰属型の論文であれば、法的には個人の自由であるが、集中管理型の場合、各学会の著作権規定によるため、手続が明示されていない場合は個別の対応を要する。

前述したように、商業出版社が学術論文に関与しているが、OAに関して、それが阻害になっているわけではない。ここに学術論文の特殊性がみられる。最近の研究では、学協会よりも商業出版社の方がデータ共有ポリシーの掲載率や強度が高く、ブランド維持のため、不正対策としてデータ共有を強く要求していると分析している⁽⁴³⁾。

著作権を集中管理している場合は、OAという観点のみからすれば、IRに登録する必要はなく、

J-STAGEに掲載することでアクセシビリティは担保される。

また、IRに著作者（研究者）が登録するためには、著作権を著作者が有していることが原則であるが、著作権譲渡をしている場合であっても、大学等の研究機関が発信することは許諾していることは多い。Elsevierを始めとする商業出版社も、一定期間経過後であること、出典を示すことなどの条件はあるが、IRに登録することが認められている。

(3) HathiTrust事件と図書館の価値

2017年2月、無許諾で書籍などを電子データ化し、利用者が特定のキーワードを含む、ネット上で全文検索できる新サービスを民間事業者が行えるようにするため、著作権法を改正し、前後の文章の一部閲覧可能となる予定である旨報道された⁽⁴⁴⁾。

アメリカでは、Google Booksプロジェクトに参加して電子化されたコンテンツを中心に、大学図書館が共同で運営するHathiTrustの提供するサービスが米国作家組合によって、著作権侵害にあたるとして訴訟となった。控訴審は、HathiTrustが提供するサービスごとにフェアユース（アメリカ著作権法107条）に該当するか判断している（判決は差し戻したが、その後和解により終了した）。詳細は、文献に譲るが⁽⁴⁵⁾、結果的に、争点となった全文検索サービスについて、フェアユースの抗弁が認容された形となった。

ここには、大学図書館が紙の書物を蔵書していた時代から、情報のアクセスへの転換、そして、積極的に情報を発信する立場に変わった転換点が見える⁽⁴⁶⁾。さらに、HathiTrust事件後のLCA⁽⁴⁷⁾のレポート⁽⁴⁸⁾では、同事件の決定から、図書館資料のフルテキストのアクセスにつき、機能や目的に応じ、大衆娯楽作品のようなものを除き、合理的な対応が可能と解釈できると指摘する。

アメリカ著作権法108条でも、複製権、頒布権の権利制限として、非営利目的であり、かつ、公衆又は専門分野の研究者に公開されている図書館及び公文書館は、同条(a)～(c)のいずれかの場合には、無断かつ無償で複製・頒布を可能とする⁽⁴⁹⁾。同事件の一審、控訴審ともに、同法107条により公正利用を認めたのであり、108条という個別規定によってHathiTrustのサービスの一部を容認したわけではなく、むしろ、HathiTrustが原告の作家同盟側は108条の権利を逸

脱し、権利侵害であると主張していた⁽⁵⁰⁾。

アメリカ著作権法では、わが国著作権法 31 条と異なり、紙媒体の複製とデジタルでの複製を分けているが、図書館等が蔵書を有する場所であることを念頭にしている点は共通する。しかし、近年の図書館は、情報流通の観点から、転換点を迎え、その法的性質も、学術情報流通のプラットフォームとして位置付けることが妥当であり、最高裁判決も、同様の趣旨の判示をする⁽⁵¹⁾。

5. 学術情報流通のための著作権管理の在り方

(1) 学術論文の著作権管理の方向性

著作権を学会に帰属させる場合でも、学会が独自のウェブサイトで論文を公開している例は少ない⁽⁵²⁾。しかし、学会誌掲載と同時に、J-STAGE においてウェブ公開をする学会が自然科学系を中心に多く、これにより、OA は確保されている。

このような動向の中、今後は、公開しない理由が求められる。現実の研究は、科研費の獲得から始まり、研究活動を経て公開、共有されることで、研究者の実績となり、次の研究資金の獲得につながるというサイクルを経る。ここで、学術情報は共有が前提となっている。そして、学術情報の共有の担保は、研究者個人が IR に登録する手続が重要となり、大学図書館を始めとする IR の運営団体は、積極的な OA のためのリポジトリの獲得が必要となる。

国レベルでの政策、大学組織の取組み、研究者個人の間での三者間において、著作権の行使は、少なくとも正当な研究活動においては、協調的で抑制的であることが求められよう（音楽著作物が、集中管理機関によって管理され、音楽制作関係者に経済的利益をもたらしている現状とは対照的である。）。

アクセシビリティの次は、投稿する側にとっても、ユーザ側においても、IF のように、どの学会に論文が掲載されたかが重要となる。それは、研究過程での検索の利便性だけでなく、学会誌掲載までのプロセス（投稿論文の採録率、査読システム、校正）が専門領域の研究者らには周知であるため、一定の品質保証があるからである。

この点、IR の場合、学会誌単位ではなく、構成員単位で掲載されるため、書誌情報の明記が品質保証上、重要となる。

(2) 学術論文の活用と著作権

OA のために CCL は有効であるが、前述したように、学会誌の著作権の取扱いは区々であり、ユーザには著作権の所在が不明瞭となる⁽⁵³⁾。結局、積極的に OA であることを明示していない論文以外は、アクセシビリティが事実上阻害されかねない。

これに関して、権利制限規定の範囲内での利用が考えられる。私的利用の複製（著作権法 30 条）、図書館等における複製等（同法 31 条）、引用（同法 32 条）が研究において論文を利用する際に想定される（同法 35 条は「授業の過程」に限定されている⁽⁵⁴⁾）。

特に、研究においては、引用が重要である。引用の定義は著作権法上ないが、「報道・批評・研究等の目的のために、他人の著作物を自己の作品に採録すること」という⁽⁵⁵⁾。引用が適法とされるためには、条文上、①公正な慣行に従った、②正当な範囲内であることを要する。旧法下のパロディモンタージュ事件において最高裁が設けた基準⁽⁵⁶⁾では、③明瞭区分性と主従性を必要としており、③との位置づけは、必ずしも明確ではない⁽⁵⁷⁾。

著作権法の理論を実際の研究過程において考えると、研究目的であるから、同法 32 条が例示する②の要件には該当し、③は、文献引用の「作法」の問題となる。

では、①公正な慣行はどうか。ここで、当該分野の「慣行」は、知的財産法上の保護対象、権利制限規定等を含めた諸概念の解釈に影響を及ぼすとされる⁽⁵⁸⁾。例えば、学術論文の執筆の際、著作権法上の引用には、図表も含まれるため、許諾は不要であるが、アイデアや事実調査であっても許諾を得ることが慣行である⁽⁵⁹⁾。

反対に、著作者と利用者で共有されている慣行があれば、協調的・継続的な関係を重視して、著作者人格権の制約根拠となり得ることを指摘する見解がある⁽⁶⁰⁾。この理論を引用に援用すると、著作者と利用者を兼ねる学術分野では、学術情報を共有し、引用し、引用される協調的・継続的な関係があるとみなし、クレジット表記で足りる可能性がある。

他方、CCL を採用していれば、引用を超えた再利用が可能である。例えば、論文中の図や写真については、許諾を要するのが研究上の「慣習」であるが、CCL によってはそれも不要となり、再利用がしやすい⁽⁶¹⁾。

6. おわりに

学術論文の著作権の特殊性は、研究領域の「文化」の特殊性に起因し、「引用」を始めとして、著作権法制の規律と研究者の慣習が混在している。そして、学術論文は、共有を前提とするため、財産権としての著作権の行使は、原則として抑制的になる。

少なくとも、学術分野において、著作権リフォームのような政策レベルでの議論は、論理に飛躍の感がある。デジタルアーカイブ促進のように、図書館等の価値を社会にもたらし得るかは、著作権法制の政策に依存していると指摘される⁽⁶²⁾が、他方で、OA時代において、研究成果を利用する民間企業を含めた個人や団体であるユーザ、そして、IRの運営組織である大学などの研究機関、学会の自覚も求められる。

個々の学術論文の再利用は、極めて狭い領域に限られるが、総体として見れば、社会全体の問題である。その関係性の中での自主規制（より柔軟な規制も含む）が各々求められる。研究者は、CCLなどの活用、IRへの登録といった協力が考えられ、学会は、OAのための学会誌の公開、IR登録の場合の著作権利用許諾規定の新設などの取組みが求められる⁽⁶³⁾。

注

- (1) 前田健, 著作権法の設計—円滑な取引秩序形成の視点から—, 中山信弘・金子敏哉編, コンテンツと著作権法の役割—しなやかな著作権制度に向けて, pp.81-140(2017), 信山社 (http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/_src/20161130/20161130maeda.pdf) 〈参照: 2017-2-27〉
- (2) 「第16期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会における当面の検討課題及び検討の進め方について(案)」(http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h28_01/pdf/shiryu_3.pdf) 〈参照: 2017-2-27〉
- (3) OAと大学図書館の関係は「電子情報環境下における大学図書館機能の再検討」(土屋俊代表, 平成16~18年度科学研究費補助金基盤研究(B)) 研究成果報告書参照 (http://cogsci.l.chiba-u.ac.jp/REFORM/Final_Report/reform_final_report.html) 〈参照: 2017-2-27〉。
- (4) 庄司昌彦, オープンデータの動向とこれから, 情報の科学と技術 Vol.65, No.12, pp.496-502(2015)
- (5) その改訂版として「新たなオープンデータの展開に向けて」(2015年6月30日IT戦略本部) (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20150630/siryu1.pdf>) 〈参照: 2017-2-27〉参照。諸外国の例として, 多賀谷一照, 公的情報の再利用について, 千葉大学法学論集 28巻1・2号 pp.9-28(2013), 生貝直人, 文化資源のオープン化と利活用—デジタルアーカイブに関わる国内外の動向から—, NIRA 研究報告

書 2015.6, pp.61-72(2015)参照。

- (6) 総務省情報通信白書など, 政府の公開データもCCLを採用する。
- (7) 中川隆太郎, CC4.0時代のオープンデータとライセンスデザイン, 情報の科学と技術 Vol.65, No.12, pp.509-514(2015)
- (8) 基礎的資料は「学術情報のオープン化の推進について(審議まとめ)その2」参照 (http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/fieldfile/2016/04/08/1368804_2_1_1.pdf) 〈参照: 2017-2-27〉。
- (9) BOAI ウェブサイト (<http://www.budapestopenaccessinitiative.org/boai15-1>) 〈参照: 2017-2-27〉
- (10) 被引用数が学術論文の質と関連付けられて論じられることが多い。トムソン・ロイター公表の, 引用文献データベース Web of Science に収録されるデータを元に算出した Impact Factor (特定のジャーナルに掲載された論文の特定期間における引用頻度を平均値で示す尺(文献引用影響率))が有名である。
- (11) 尾城孝一「オープンアクセス序論: 概況報告」(https://www.nii.ac.jp/sparc/event/2010/pdf/7/doc1_OA_introduction_jp.pdf) 〈参照: 2017-2-27〉
- (12) 米国連邦制定法(2008年総合予算法, Division G, Title II, Section 218 of PL 110-161) で定められた。もっとも, PAは, OAとイコールではない。なぜなら, NIHの場合, 著作権法に合致する方法でのパブリックポリシーが求められ, 論文公刊後1年間は一般公開されず, PAにより収集された論文の著作権法は出版社に帰属する。
- (13) RCUK Policy on Open Access and Supporting Guidance (<http://www.rcuk.ac.uk/documents/documents/rcukopenaccesspolicy-pdf/>) 〈参照: 2017-2-27〉
- (14) 所属研究者の論文や各種発表資料を集めて公開するものを指す(時実象一, オープンアクセス~機関リポジトリの最近の動向~, 情報の科学と技術 Vol.59, No.5, p.231(2009))。
- (15) 前田朗・加藤寛士・高橋菜奈子・山地一禎, システム基盤としての JAIRO Cloud, 大学図書館研究 No.103, pp.9-23(2016)
- (16) 科学技術・学術審議会 学術分科会 第8期学術情報委員会「学術情報のオープン化の推進について(審議まとめ)」(平成28年2月) (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/036/houkoku/1368803.htm) 〈参照: 2017-2-27〉
- (17) 詳細は, 首東誠, 博論OAにかかる学位規則改正を振り返って, 大学図書館研究 No.103, pp.24-33(2016)
- (18) 知的財産推進本部「知的財産推進計画2016」(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20160509.pdf>) 〈参照: 2017-2-27〉
- (19) 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会のワーキングチーム「新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等に関する報告書(案)」は, 理論物理学者マイケル・ニールセンが提唱した「オープンサイエンス」の用語をOAとほぼ同義で用いる (http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/needs_working_team/h28_0

- 6/pdf/shiryo_1.pdf) (参照：2017-2-27)。
- (20) 日本弁理士会ウェブサイト (<http://www.jpaa.or.jp/?cat=372>)
- (21) 藤田節子, 国内科学技術系学会誌の投稿規定の分析: 参考文献の記述, 著作権を中心として(1), 情報管理 Vol.48, No.10, pp.667-676(2006)
- (22) 藤田節子, 国内科学技術系学会誌の投稿規定の分析: 参考文献の記述, 著作権を中心として(2), 情報管理 Vol.48, No.11, p.729(2006)
- (23) 藤田節子, 国内人文・社会科学系学会誌の投稿規定の分析(Ⅱ), 情報管理 Vol.49, No.11, p.626(2007)
- (24) 藤田, 前掲注 23) p.626
- (25) 佐藤翔・上田真緒・木原絢・成宮詩織・林さやか・森田眞実, 日本の学協会誌掲載論文のオンライン入手環境, 情報管理 Vol.58, No.12, pp.908-918(2016)
- (26) 著作者に留保すると, 孤児著作物となる可能性がある。最近の論文として, 福井健策, 「孤児著作物」と知のデジタル整備, 小泉直樹・田村善之編『中山信弘先生古稀記念論文集はばたき—21世紀の知的財産法』 pp.743-761(2015), 弘文堂
- (27) 中山信弘, 特許法(第3版), pp.61-62(2016), 有斐閣
- (28) 渋谷達紀, 知的財産法講義Ⅰ(第2版), p.145(2006), 有斐閣
- (29) 中山信弘, 著作権法(第2版), p.206(2014), 有斐閣
- (30) 林和弘・桑原真人, クリエイティブ・コモンズとは何か—オープンアクセス時代の著作権と科学者, 日本物理学会誌 Vol.69, No.2, p.103(2014)
- (31) 新谷由紀子・菊本慶, 自然科学系の学術論文は著作物となり得るか—自然科学系の学術論文の著作権の関係について—, 知財管理 Vol.64, No.2, pp.175-189(2014)。反対説として, 林紘一郎・名和小太郎, 引用する極意 引用される極意, p.134(2009), 勁草書房
- (32) 大阪地判平成16年11月4日判例時報1898号 p.117(インド人参論文事件)
- (33) 中山信弘, 著作権法(第2版), p.54(2014), 有斐閣
- (34) 新谷=菊本・前掲注 31) p.186
- (35) 例えば, 著作権法学会, 日本工業所有権法学会の学会誌は, 印刷出版物として刊行される。
- (36) 名和=林・前掲注 31) p.135
- (37) Esther Hoorn, “Information Specialist and Researcher, Law and ICT” (加藤大博訳「学術コミュニケーションにおけるリポジトリ, 著作権, クリエイティブ・コモンズ」) (<http://hdl.handle.net/2115/8455>) (参照：2017-2-27)
- (38) 企業に所属する研究員が増えたことが, 研究成果物の公開の在り方に影響を与えたとする指摘もある(名和小太郎, 学術分野における著作権管理システム: 特異なビジネスモデル, 林紘一郎編『著作権の法と経済学』 p.207(2004), 勁草書房)。
- (39) 本来, IRは, 図書館のみに留まるべきではなく, 全学的な合意のもとになされるべきである。
- (40) Clifford A. Lynch, “Institutional Repositories: Essential Infrastructure for Scholarship in the Digital Age”, ARL Bimonthly Report 226, pp.1-7(2003)
- (41) 名和・前掲注 38) p.213
- (42) 筑波大学附属図書館ウェブサイト (<https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/lib/ja/20170126-2>) (参照：2017-2-27)
- (43) 池内有為・逸村裕, 学術雑誌によるデータ共有ポリシー: 分野間比較と特徴分析, 日本図書館情報学会誌 Vol.62, No.1, pp.32-33(2016)
- (44) 産経ニュース「書籍のネット全文検索可能に 単語の前後数行を閲覧 文化庁が法改正へ 著作権へ配慮求める声も」 (<http://www.sankei.com/life/news/170218/lif1702180036-n1.html>) (参照：2017-2-27)
- (45) 時実象一, 大学図書館書籍アーカイブ HathiTrust, 情報管理 Vol.57, No.6, pp.548-561(2014), 鈴木康平「電子化する図書館資料の利用に関する著作権の課題—HathiTrust 事件を参考に—」日本知財学会誌 Vol.13, No.1, pp.64-80(2016)
- (46) 杉田茂樹, 学術情報流通の逆転, 大学図書館研究 No.103, p.1(2013) 図1 参照。
- (47) アメリカ図書館協会, 北米研究図書館協会, 大学図書館・研究協会から組織される。鈴木・前掲注 45) p.79 注 47
- (48) Jonathan Band, “What does the HathiTrust decision mean for libraries?” (<http://www.librarycopyrightalliance.org/storage/documents/article-hathitrust-analysis-7jul2014.pdf>) (参照：2017-2-27)
- (49) 山本隆司, アメリカ著作権法の基礎知識(第2版) p.84(2008), 太田出版
- (50) 山本順一, 時代に見合った図書館サービスの充実とフェア・ユースの法理, 専門図書館 No.257, pp.17-19(2013)
- (51) 最判平成17年7月14日(船橋市立図書館事件, 判時1910号 p.94)
- (52) 例えば, 情報処理学会は, 「電子図書館」を有し, 公開から2年後に全て OA となる。
- (53) 学協会著作権ポリシーデータベース (<http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/>) である程度調査できる。
- (54) ベルヌ条約の原条約の制定時の議事録には, 著作物の自由な利用には学術的性格を持つ著作物を包含していたことを指摘する(名和小太郎, 電子的環境における学術情報と著作権制度, 学術情報センター紀要 11号 p.61(1999))。
- (55) 中山・前掲注 33) p.320
- (56) 最判昭和55年3月28日判例時報967号 p.45
- (57) 高部眞規子, 実務詳説著作権訴訟, p.271(2012), 金融財政事情研究会。渋谷達紀, 著作権法, p.246(2013), 中央経済社は, 最高裁の基準を公正な慣行の成立要件と位置付ける。また, 飯村敏明「判批」『著作権判例百選(第5版)』 p.145(2016), 有斐閣は, 当該基準を現行法 32条1項の要件に付加すべきでないとする。
- (58) 小島立, 知的成果物の多様性と知的財産法, 小泉=田村編・前掲注 26) p.49
- (59) 渡辺智暁・野口祐子, オープンアクセスの法的課題: ライセンスとその標準化・互換性を中心に, 情報の科学と技術 60巻4号 p.154(2010)
- (60) 酒井麻千子, 著作者の同一性保持権と「慣行」に関する一

考察, 東京大学大学院情報学環紀要情報学研究 No.77, p.167 (2009)

(61)水野祐, オープンアクセスとクリエイティブ・コモンズ採用における注意点: 開かれた研究成果の利活用のために, 情報管理 Vol.59, No.7, pp.433-440(2016)

(62)生貝直人, デジタルアーカイブと法政策: 統合ポータル, 著作権, 全文検索, 大学図書館研究 104 号, pp.16-17(2014)

(63)日本学士院は, 紀要のウェブ公開のために既掲載論文の著作権譲渡を促しており, OA にむけたアカデミズムからの取組みの一例といえる (<http://www.japan-acad.go.jp/japanese/publishing/copyright.html>) (参照: 2017-2-27)。

(原稿受領 2017. 2. 27)

1. 知的財産権誌上研究発表会の発表論文に対する質問, 意見, 反対論文を募集します。いずれも 2017 年 6 月 12 日 (月) までに, 日本弁理士会事務局広報室宛てに E-mail にてお送りください。
2. 採用された質問, 論文は「質疑応答の部」として, 2017.9 月号に掲載します。論文の採否については, 会誌編集部に一任ください。

日本弁理士会事務局広報室

TEL 03-3519-2361

E-mail patent-bosyuu@jpaa.or.jp